

平成28年度第2回小田原市いじめ防止対策調査会 会議録

- 1 日時 平成28年11月25日(金)午後6時00分～午後8時00分
場所 小田原市役所 6階 601会議室

2 出席者

学識経験者	嶋 崎 政 男 (会長)
精神科医	南 達 哉
弁護士	田 代 幸
臨床心理士	小 倉 直 子
社会福祉士	芦 田 正 博

3 教育委員会職員

教育長	栢 沼 行 雄
教育部長	内 田 里 美
教育部副部長	隅 田 俊 幸
教育総務課長	柏 木 敏 幸
教育指導課長	市 川 嘉 裕
指導・相談担当課長	石 井 美佐子
教育指導課指導主事	宮 坂 宗 篤
教育指導課指導主事	瀬 戸 由 里 子

(校長会)

中学校長会代表	西 村 泰 和
---------	---------

(事務局)

教育総務課総務係長	高 瀬 聖
教育総務課主事	李 冷 一

4 議題等の概要

- (1) 専門的見地からのいじめ防止対策について
- (2) その他

教育部副部長…定刻となりましたので、ただ今から、平成28年度第2回小田原市いじめ防止対策調査会を始めさせていただきます。本日司会を務めさせていただきます教育部副部長の隅田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、はじめに、教育長よりご挨拶をさせていただきますと思います。

教 育 長…皆さん、こんばんは。小田原市教育長の栢沼でございます。

本日は、平成28年度第2回「小田原市いじめ防止対策調査会」に、夜分、お疲れのところお集まりいただきまして誠に有難うございます。

さて、先週、15日に、横浜市で、福島第1原発事故で福島県から横浜市に自主避難した中学1年の男子生徒が、いじめが原因で不登校になった問題が大きく報道されました。

この中学生の「いままでなんかいも死のうとおもった。でも、しんさいでいっぱい死んだから、つらいけど、ぼくは、いきるときめた」という手記には、私も強い衝撃を受けました。

また、いじめ防止対策推進法が施行されてから3年が経過しましたが、この間に、いじめが自殺の原因と疑われたケースは少なくとも20件ございまして、小学校4年生から高校3年生の20人が亡くなっているとの報道がありました。

第三者委員会が調査を終えた12件では、一部の教員がいじめの情報を抱え込み、学校のいじめ対策組織が動いていなかったなど、学校内でのいじめについての情報共有ができていなかったケースが9件あったとのことでございます。

教員がひとりで、いじめ問題を抱え込まず、他の教職員、教育委員会や専門家と情報共有することで、組織的にいじめ問題に対処し、多くの視点から問題を解決することが可能となり、子どもの危険信号を早期に受け止める体制をつくることができます。

そのためには、いじめを認知することに抵抗感がある教職員や学校の「意識」を変えていくことが重要であると思っております。

文部科学省では、6月に有識者等による協議会を立ち上げ、今月、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」を公表しております。

この提言については、後ほど、本日の会議でも取り上げさせていただきますが、いじめにかかる現状や課題と、それに対する対応方針が整理されておりますので、今後の本市のいじめ防止対策に参考になるものと考えております。

本日は、それぞれの専門領域からの取り組み状況や課題などをお話いただけると伺ってございます。前回の会議においても、重大事態に対処するには、教育委員会はもとより、多くの専門家が学校をサポートする体制づくりが必要との確認をいただきましたが、委員の皆さまには、それぞれの専門的な見地からご意見をお聞かせいただき、互いに視野を拡げるとともに、今調査会においても、情報の共有化を進めて参りたいと考えております。

本日は、よろしくお願いいたします。

教育部副部長…それでは、会議に入ります前に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

1枚目に次第、2枚目に「いじめ防止対策調査会委員名簿」、3枚目に本日の席次表がございます。

次に、資料1といたしまして「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」、それから、資料2といたしまして「専門的見地からのいじめ防止対策について」ですが、こちらについては、各委員の皆さまからご提供いただきました資料を添付させていただいております。参考資料といたしましては、参考資料1が「いじめ防止対策推進法」、参考資料2といたしまして、最近のいじめ問題に関する新聞報道等を提供させていただきました。参考資料3といたしまして、10月14日(金)に嶋崎委員長を講師として実施しました「おだわら未来学舎」のチラシ、となっております。

不足がございましたら、職員にお申し出いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それから、本日は、委員の皆さまから、専門的見地からのいじめ防止対策についてお話を伺えるということでございますので、市内の小中学校の管理者(校長等)が傍聴として出席させていただいておりますので、ご承知おきいただきたいと思っております。

それでは、調査会規則第5条の規定により、議長を会長にお願いしたいと思っております。嶋崎会長、よろしくお願いいたします。

嶋崎会長…それでは、次第に従い、議事を進めさせていただきたいと思っております。

議題(1)専門的見地からのいじめ防止対策についてですが、事務局から、資料1いじめ防止推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ、について、説明をお願いいたします。

教育総務課長…それでは、私から、資料1について、説明させていただきます。

この資料は、今年の6月に文部科学省が設置いたしました、いじめ防止対策協議会におきまして、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証、いじめ問題に取り組む関係者間の連携強化及び生徒指導上についてのより実効的な対策の在り方につきまして、6回の会議で検討したうえで、とりまとめた資料でございます。

本来でございましたら、全項目にわたり紹介させていただきたいところでございますが、時間の都合もございますので、主なものにつきましての紹介とさせていただきます。

1ページをご覧ください。中段になりますが、左側3項目目、「いじめの定義の広範さにより、個々の学校、教職員において定義の解釈に差が生じている。」、4項目目「教職員にいじめを認知することの抵抗感がある。いじめの認知件数が多いことはマイナス評価になる」、5項目目「いじめの対処に係る先入観から、いじめとして認知しない傾向がある」などの現状が報告をされております。これらにつきましては、どの教育現場にも見られるものではないかと思っておりますが、その対応の方向性といたしまして、「いじめの実態をより正確に反映して、肯定的に評価されることを関係者に対して改めて周知する」など、学校現場での「意識」を変えていくことが求められております。

次に、2ページをご覧ください。左側1項目目「学校いじめ防止基本方針が教職員に周知されておらず、基本方針に基づく対応が徹底されていない」とございます。これに対しましては、「学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応が可能となる。」とされております。

隣の3ページに、地方公共団体におけます、いじめ防止基本方針の策定状況がございます。都道府県では100パーセントでございますが、市区町村におきましては、策定済が63パーセントに止まっているというところが一つの課題ではないかと思っております。

続きまして、5ページをご覧ください。1項目目になりますが、「担当教員がいじめを抱え込み、学校がいじめ対策組織に情報が共有されず、重大な結果を招いた事案が発生している。」とあります。これに対しましては、「特定の教職員でいじめ問題を抱え込まず、組織的に対応することにより、複数の目による状況の評価、外部専門家を活用した支援等が可能となる。」「いじめの情報共有は責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的である。」「教職員は、いじめの情報を学校の対策組織に報告・共有する義務がある。」としており

ます。有識者からのご意見としましてはこのような形となっておりますが、具体的な策については、学校を含め、市町村で検討していただければいけないと思っております。

続きまして、8ページをご覧ください。左側1項目目「児童生徒（本人を除く）からの情報によるいじめの発見が少ない。いじめの認知件数全体の3.3%」に対しましては、「児童生徒に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめが把握される例が多いことから、児童生徒の協力を得ることは不可欠。」とされております。

少し飛びますが、14ページをご覧ください。左側2項目目「いじめ防止対策推進法に基づく対応について、地域の理解が不十分であるため、地域と連携とした取組が進みにくい。」に対しましては、「学校評議員会、学校運営協議会及び学校支援地域本部が設置されている場合には、学校は必ず当該学校の内いじめに係る状況及び対策を報告・議論するようになるなど、教育委員会等及び学校として、いじめ問題に対する地域との連携を促進する。」となっております。本市の学校につきましては、学校評議員会、学校運営協議会、学校支援地域本部の全てが該当しておりますので、基本的には積極的に情報共有を図っていると思っておりますが、より一層の共有を図っていく必要があると感じております。

この他にも、対応として紹介したいものもあり、事例が良くまとまっておりますことから、各学校に、この報告書を情報提供してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

嶋崎会長…ありがとうございました。ただいま、資料の概要説明がありましたが、これについては、この後、私からも説明をさせていただきたいと思えます。ただいまの説明について、何かご質問はありますでしょうか。

(質疑・意見等なし)

嶋崎会長…次に、資料2の専門的見地からのいじめ防止対策についてですが、こちらは、各委員から、質疑応答含めて20分でお話をいただきたいと思えます。資料にございます順番にやらせていただきたいと思えますので、僭越ではございます。私から説明をさせていただきます。

嶋崎会長…「いじめ防止対策推進法の通信簿 評定」に基づき説明します。ABCの三段階評価で、一言、言わせていただきたいところをC評価にしました。C評価の条文、特に、有識者会議ではあまり話題にならなかったで

あろうことを述べさせていただきたいと思います。

まず、第2条ですが、いじめの定義が「攻撃」から「行為」へ変更されたことについて、学校内において非常に理解が進んでいません。私がこの夏に行ったいくつかの研修会において、この定義の変更を知っているか尋ねたところ、ほとんどが知らず、場所によっては、参加者100人中1人も答えられなかったところもありました。文部科学省の方針では「認知せよ」と言っていますが、この定義の変更により、「いじめられた」と言って利得を得る状況が各地で発生しています。また、全国的に、どう考えてもいじめとは思えない「いじめ冤罪」も生じています。ケース1としては、学級で活発な女の子の意見が否決され、おとなしい女の子の提案が通ったとき、活発な女の子が、家で「私はいじめにあった。みんなから誹謗中傷された。首謀者はクラスで提案の通った無口な女の子だ」と言いました。その高校ではいじめは無期停学となります。現在の定義では、本人が苦痛を感じればいじめとなるため、今回、全くいじめ行動をしなかった女性生徒を無期停学にしなければいけないのかと学校は悩んでいます。ケース2としては、筆箱を机に置く角度を決めている、こだわりのある3年生の男の子の机に、休み時間に女の子がぶつかって筆箱の角度が変わってしまい、男の子が女の子を追いかけて行って叩いたり蹴ったりしました。どちらかと言えば、叩かれた女の子が被害者だと思うのですが、この事例では、男の子の保護者が「いじめられた」と学校に訴えています。いじめの認知と共有は非常に大事ですが、それがいきすぎた結果として絶対に冤罪を作ってははいけません。いじめを主因とする自殺は絶対にあってはならないので、小さなサインに気付けるいじめ防止の姿勢は必要ですが、併せて、いじめ冤罪を絶対に作ってはいけないことを念頭に置く姿勢も必要です。万が一、いじめ冤罪による自殺者が出た場合には、大騒ぎになり、今以上に大問題になると思いますので、大変懸念しております。

第9条での保護者の責務等については、いじめ防止について、学校に対しては義務規定としていますが、保護者に対しては努力義務としています。やはり、「家庭教育も大事、家庭と学校が一緒になっていじめを防止しようよ」という姿勢をきちんと打ち出させていただきたいと思います。第18条での人材確保・資質の向上については、現実的に考えて、予算や日程の確保をして研修をやれるのか、可能な状況にしたうえでこの条文があるならわかる、という意味でCにしました。

第23条のいじめに対する措置については、文章に非常にあいまいな部分があることが問題です。また、5項「学校は、当該学校の教職員が第

三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。」の中に「その他の必要な措置を講ずるものとする」とありますが、「学校で起こったのだから学校で責任をもって仲介役をしる、“その他の措置”に全部入るじゃないか」と言われてしまった場合、学校はお手上げとなります。これはきちんと規定して欲しいと思います。

第28条の重大事態への対処については、全国的に見て、各学校、各教育委員会で重大事態認定を忌避する傾向があります。重大事態は重大事態ですので、まずいことだと思います。しかし、学校独自で重大事態かどうかを決めるのは非常に学校の責任が重く、大変難しいことではないかと思います。したがって、重大事態認定の主体は「学校の設置者」と謳っていいのではないかと思います。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

嶋崎会長…ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。

小倉委員…いじめ冤罪の話では、トラブルがいじめにすり替わっているということですが、「けんか」と「いじめ」の違いをどう考えればいいのか、あれば教えて欲しいです。

嶋崎会長…資料1の1ページ目に少し事例が出ています。また、文部科学省のいじめ防止基本方針の中に説明があるので、それをご覧いただくといいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

嶋崎会長…続きまして、南委員から「精神科受診の方法やきっかけづくり等について」のお話をいただきたいと思います。

南委員…病院に教育関係者や福祉関係者が見えた時に必ず出るのが、なかなか受診しにくい人をどうやって受診につなげたらいいかというお話です。そういう人は山ほどいて、ゼロにはしにくいというのが現状だと思いますが、これから、もしかしたら受診に繋がるかもしれない、ちょっとした工夫をお話します。

受診をした方がいいけれど受診してくれない場合は2つあると思います。1つ目は、親が困っていない場合です。子供は困っていても、親が気にしていない場合はなかなか病院に来てくれません。意識の高い方は問題ありませんが、往々にしてあるのが、虐待家庭や、発達障がいのあるお子さんが学校で問題があり、親御さん自身も発達障がいの傾向があってなかなか現状を認めてくれない場合です。この場合は、親御さんに困っていただくしかありませんので、先生方が既になさっていることだと思いますが、教室の中で起きていることを親御さんと共有していただく、見に来ていただく、具体的に伝えていただくのが良いと思います。また、虐待のケースだと「学校でやっていることを親御さんに伝えると、お家で子供が大変なことになるので言えない」と聞くことがままあります。そういう場合は、起きている事実を淡々と伝えていただいて、後のことは、児童相談所に「こういうことを言っていくので、何かあった時の対処をお願いします」とあらかじめ伝えておいていただき、連携をしていただければと思います。こういったケースは、「何が問題なんだ。普通にご飯食べているし学校も行っているではないか」と言われる、いわゆる軽度発達障がいと言われる方達が問題となるのではないかと思います。その場合、二次障害の話をするとも良いかもしれません。軽度発達障がいのケースで、普通学級で上手くいく場合はいいのですが、上手くいかない場合、小学校中学年くらいから勉強が難しくなってきたり、固定した友達もできにくくなり、孤立して、二次障害として不登校になったり、反抗的になったりします。それを防ぐには、学校で自信を持ってもらうことが一番です。それに関連して、「このままいくとお子さんに不利益が生じる、辛いことになる」という言い方をすると、少しは受診してくれる気持ちになるのではないかと考えます。

もう1つは、精神科抵抗です。精神科を受診することにより、負の烙印が押されるという抵抗感は大人にもあるし、子供にはもっとあります。また、発達障がいの場合、「病院に行ってください」とは言いにくいと思います。スクールカウンセラーなど、教育内部の専門家の力は大きいので、面談等を通して病院に足を向けるきっかけにさせていただきたくと思います。病院への勧め方としては、「病院に行ってください」ではなく「我々も非常に頭を悩ませているので、病院で医師の意見も聞いてくれるといいですよ」という言い方をしたら割と上手くいったという話を聞いたことがあります。

発達障がい関連の心配以外にも、もう1つ、数は多くありませんが、摂食障がいの方達への心配があります。傍目に見て、結構痩せているお子

さんがいて、本人も親御さんも動かない場合があります。この場合は、身体の方から入っていくといいので、養護教諭に関わってもらったり、校医の先生のところに行き身体的な危険を強調してもらい、精神科につないでいただいたりすると良いと思います。一点気を付けなければいけないのが、校医の先生等とよくよく話をし、「病院を勧めていただきたい」旨をきちんと伝えておくことです。痩せに対しては、小児科の先生が診療の機会がそんなにないため、「大丈夫ですよ」と言われてしまうことがあるからです。

全体的に見た場合には、なにかあったときに相談できる児童精神科の医者を捕まえておくことが大事です。相談できるよう、顔の見える関係の先生を捕まえておくことが必要です。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

嶋崎会長…ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。

(質疑・意見等なし)

嶋崎会長…続きまして、田代委員から「いじめ、子どもの問題に関する弁護士の活動について」のお話をいただきたいと思います。

田代委員…弁護士の活動というと、裁判の印象が強いと思いますが、「学校交渉」の認識をしてもらいたいと考えています。これは、最初の方で大きなことにならないようどういう対応がいいか、より良い解決策を導いていきたいということです。自分は弁護士会の中の学校部会で主に活動していて、主にいじめ、不登校などを扱っています。

資料②、③に示した弁護士会への電話相談は、親からの電話が多いですが、子供から直接電話できるようになっています。

資料④のいじめ予防授業は、50分くらいの授業で、「いじめとは人権を奪うもの。人権とは何か」ということを弁護士の立場から話します。自分は中学生向けに「人権は、安心、自信、自由である」と説明しています。実際に起きたいじめ事件を取り上げて、裁判所で認定された出来事を用いて、「これはいじめだと思う？強いいじめ？弱いいじめ？」と意見交換をさせます。最後に「太郎君はその日（意見交換した出来事の起きた日）に自殺してしまった」と伝え、「なんで自殺しちゃったのか考えてみよう」とやります。そうすることで、「小さな1個1個のできごとが積

み重なっていくと辛かったのではないかな」と子供が考えるようになります。最終的に、いじめ予防が目的なので、「どうやったら防げるのか」を話し合います。ドラえもんの登場人物で言うと、スネオさんみたいな囃し立てる人や傍観者が実際多いですが、しずかさんみたいに止めて欲しいこと、囃し立てる人等が加わり人数が増えると、加害者は責任感が分散されるから、やめようということを、子供たちに伝えます。ぜひ、学校で利用していただければと思います。

資料⑤のような研修もやっています。先生を対象に、先ほどの子供たちと同じように授業をして、質疑応答を受けながら行いました。こちらもぜひご活用いただけたらと思います。

資料⑥のスクールロイヤーは大阪府のものですが、ぜひ小田原市でもやっていただけると良いと思います。こちらは、学校の地区ごとに学校問題に特化した弁護士を配置します。いじめを基本にはしていますが、何かあれば多岐にわたる相談ができます。顔の見える関係というのは安心して相談できるのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

嶋 崎 会 長…ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。

小 倉 委 員…スクールロイヤーが面白いと思いましたが、学校に常駐ではなくて、弁護士さんが地区を決めているのでしょうか。

田 代 委 員…大阪府ではそのように行っています。例えば、厚木の事務所から川崎・横浜へ、では迅速性に欠けますので、ある程度、弁護士事務所の位置関係を考慮します。

小 倉 委 員…学校問題に詳しい弁護士さんが各地区にいらっしゃって、その中で担当されているイメージですか。神奈川県もそんなことが可能でしょうか。

田 代 委 員…神奈川県も導入ということであれば、そうしたいと思います。

小 倉 委 員…1回相談で1万円ですか。

田 代 委 員…弁護士会の基準では1回相談で1万円というのが一般的ですね。

小倉委員…教育委員会から報酬として支払われるという感じですか。

田代委員…そうですね。

嶋崎会長…いじめ防止対策推進法について伺います。「加害者、被害者の親への情報提供」は学校がきちんとしていると思いますが、その後、学校の責任で仲介役等、なんとかしてくれと保護者に言われた場合に、これは、いじめ防止対策推進法第23条第5項の条文にある「その他の必要な措置」に入るのでしょうか。

田代委員…一般的に法の条文において、今回のような「その他」について書いてあることがよくありますが、基本的に「その他」というのは、上に並べられているものの同列かそれに準じるものという範囲でやって下さい、という意味でよく使われます。その表記がないと「これしかできないのか」となってしまい困るので、よく「その他」と入れてあります。弁護士であれば、「仲介は基本的にしなくていい」と答えると思います。学校は紛争解決の場ではなく、あくまで教育の場なので、もしそういうことを言われたのであれば、弁護士にご相談いただいて、学校交渉を上手く使ってもらえればいいのかと思います。

(その他質疑・意見等なし)

嶋崎会長…続きまして、小倉委員から「就学前の子どもの社会性の育ちと取組などについて」のお話をいただきたいと思います。

小倉委員…就学前の子供の社会性の育ちは、1歳から始まる自我の育ちがありどんどん強くなっていきますが、2歳の後半にかけて落ち着いて、3歳で一人前な感じになり、4歳くらいと、5・6歳ごろに大きな変化がありますが、発達障害系の自制心をコントロールできないお子さんは4歳頃の自制心の育ちに課題を抱えたまま小学校に行っている人が多いと思います。

4歳ごろはまだ〇×の世界にいます。4歳後半に葛藤を乗り越える力が芽生えてきます。荒れますが、我慢、不安を抱えながら一歩先へ進む力が芽生えます。5・6歳で、3次元の世界に入り、〇×の間に中間項ができ、柔軟な評価が出来るようになります。3次元に視点を変えて物事を捉える力がついたことで、3方向人物画を描かせると前、後ろ、横か

ら描けるようになります。内面についても、多面的に自分や友達等を見る、評価することができます。

4歳ぐらいの子はできない子を直接攻撃したりしますが、5・6歳になってくるとお互いに和らいできて、いろいろな子供がいますが、上手い保育をすれば、人間関係がより深まっていくという力を子供たちは持っています。こういう力を基礎にして、学校での集団生活が成り立つようになりますが、これがあやしい子供たちも結構通常級にも入っているため、集団をどう作っていくかというところで学校現場の先生たちが苦労されていると思います。

例えば、資料中の事例「リレーの練習」のように、子供たち同士で「だってみつおがいと絶対負けるもん」と言えるでしょうか。大人がきれいごとばかり求めていると、この言葉は出てきません。「そんなこと言わないで」で終わってしまいます。この担任は、みつおにも頑張ってもらいたいし、他の子供たちにもできることをやって欲しいから、この言葉を待っていたのだと思います。それをきっかけにいろいろな人がいることを自分たちの問題として捉えていく、こういった指導をされることが大事だと思います。

資料中の事例「嫌だった！」で保育士が学ぶのは、放置して良いけんかや場面と、見過ごしてはいけないけんかや場面をどう見極めるかということです。けんかの中に小さな毒があった場合に、これを放置するとどんどん大きくなっていく、という気づきを先生が持てるかどうかというのが大事だと考えています。

また大切なのは、トラブルの尻拭いだけではなく、楽しい保育をどう作っていくか、学びが楽しいと言って子供たちが学校に行けているのか、あるいは学校生活が楽しくてしかたないと言える子供たちがどれくらいいるのか、というところを学校現場としては考えていかなければいけないのかなと思います。また、あともう一つ大切なのは、子供の意見がきちんと受け止められる場があるかということです。子供同士、または子供と大人で、うわべのコミュニケーションではなく、本物のコミュニケーションをどのように作っていけるかということを考えました。

資料第3項にある「第3者委員としての調査会の役割は？」ですが、私たち委員が専門家として教育委員会の内部にいることの意味や、私ができるとしたら何かと考えたとき、現状の調査結果等のデータ、認知件数とその中身のある程度見せてもらって、上手く対応できたケースや軽微なものあやしかったものでも、ケース検討をして学びにしたいと思いました。この場では無理であれば、例えば、研究の一環として、小田原短

期大学の乳児研究所の中のチームが小田原市と協定を結んで何か調査なりケース検討なりをして、いじめへの具体的な対応と、そこに外部の専門家がどう関わっていくのかという中身を具体的に作っていけると面白そうだと思います。また、子供たちの声を聞く場をどのように保証するか。本を読むと、スクールカウンセラーが上手く機能しなかったところもあって、スクールカウンセラーが集まっていじめについて検討する場があるのか、養護教諭や専任の担当教諭と具体的に話していくとか、そういう具体的な活動の中身をもう少し考えてみたいと思いました。

嶋崎会長…ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。

嶋崎会長…冒頭の「4歳の自制心」について伺います。次期学習指導要領の検討会でも話題になったようで、いじめの防止にも関わってくると思いますが、自制心を育てるための方法として先生が日ごろ実践されていることがあれば紹介して欲しいです。

小倉委員…私は実践しているわけではなく、現場の困っている先生を支援し、子供の状態をどう把握するかというところでアセスメントをしています。我慢できる力、やり抜く力を育てていくにはその前の自我の育ちの充実がないと難しいです。4歳で荒れる子供を支援することで、5歳が輝いていく。4歳はいろいろなトラブルが起こるし大変ですが、一人一人の意見をしっかり聞くこと、また、聞くだけで難しければ視覚的な支援を使いながら状況を整理して、一つ一つのことに納得して次へ向かっていけるような支援をしていくことが、4歳ごろの力としては大事だと考えています。もう一つは、楽しい保育を作っていく事がやはり大事だと思います。楽しい取り組みがあって、友達と一緒にいて楽しいからこそ、多少自分が嫌なことでも我慢できるエネルギーが蓄えられていきます。

(その他質疑・意見等なし)

嶋崎会長…最後に、芦田委員から『1「いじめゼロ」は目指さない 2いじめ防止法の活用を 3いじめ防止は大人・社会の責任について』のお話をいただきたいと思います。

芦田委員…社会福祉学は、学際的な学問で、ソーシャルワーカーになるには心理学・

医学・法律学、さらに、スクールソーシャルワーカーとなると教育学も学んでいかないとはいけません。大津市の事件のあたりから、私が悶々と考えていた項目が3点あります。社会福祉学、あるいはソーシャルワーカー、私自身の思いも含めてお話します。エビデンスと言う意味で弱い部分がありますがご理解いただきたいと思います。

一つ目は、いじめゼロは目指さないことです。行政として良くない数字は減らしたいというのはわかります。不登校支援でも同じですが、ゼロを目指して、ゼロになったという話はあまりありません。行政本庁に求められる役割は、現場がゼロを目指しやすいような環境をどう整備するのか、というところだと思います。数年前、湯河原町の自殺の報告書を見た時に残念だったのは、湯河原中学校の責任追及は厳しくされていましたが、湯河原中学校の背景の厳しさについての言及がなかったことと、教員定数の問題にメスを入れて欲しかったことです。今財務省が「教員を減らせ」と話していますが、「そうではないんだ」という現場の意見をきちんと上げて行く事が必要なのではないかと思います。目標にゼロを掲げるのではなく、結果として、湯河原町の場合は実らなかったわけですが、現場は日々の努力をしているのだということをもきちんと上げていくこと、また、たまたま数字として出れば、数字としてきちんと示していくという形の方が私は効果があるのかなと考えました。

二つ目は、いじめ防止対策推進法を活用して欲しいという点です。法に対してご批判もあるところですが、教育委員会も学校も「役所」であることは前提にした方がいいと思っています。例えば、明らかにいじめではないと思われるのに親御さんがいじめと訴えてきている事案があったとします。保護者は、学校に「うちの子はいじめられているから学校に行かせられない」と言ってきました。もし学校からどうしたらいいかと相談があったら、私は「申し訳ないが、いじめ防止法28条を考えるしかないのではないか」と答えます。親御さんが「学校に行かせられない心理状態だ」と強く訴えているのであれば、面倒だとは思いますが、28条に基づいて学校が調査をし、その上でどういう結果を出していくかと考えましょうよ、と提案をします。結果として、いじめではないという結論になったとしても、ここでなにもやらなかったときに、行政不作為と問われてしまったりすると大変になると思うからです。先ほどの湯河原町の第三者委員会もそうですが、いじめ防止対策推進法の実効性を問う声があり、いじめの事件の検証はいいけど支援に役に立つのかという批判は多々ありますが、実際運用していく中で、おかしいところはきちんと現場として意見を上げていくことにより、法律を使いやすくし

ていく必要はあると思っています。ただそれは、使わなければわからないです。「重大事態」という概念がなかなか捉えにくく、言葉でひっかかることは学校現場であると思いますが、それで手をこまねいてしまった時に、何か大きなトラブルや、いらぬ形で保護者感情に火をつけてしまうと大変です。そういった意味では、きちんと法律に基づくことが大事だと思います。

三つ目は、いじめ防止は大人・社会の責任であるということです。最近の横浜のいじめ事件に関して言えば、明らかに大人側の問題です。「放射能が伝染する」といった報道がありましたが、明らかに大人のミスリードで、それを子供に教えたことにより「～菌」という言い方になってしまいました。この事件の報道が出る直前、ある校長先生と話をしたら「福島からの転校生をうちに受け入れるな」と保護者からクレームが来たという話がありました。残念ながら、今でもそういう方が少なからずいて、正しい知識を大人が持たないといけません。放射線自体の怖さはまた別の議論だと思いますが、放射線が伝染するというのは明らかにおかしい話で、そのあたりをきちんと大人が正していけないといけません。

150万という金額の報道がされていますが、1万円だって恐喝すれば当然犯罪です。気が付いた大人が子供たちに対してフォローをすべきタイミングがどこかにあったと思います。学校側の対応だけを責めても何も変わりません。どう地域を巻き込んでいくのかをこれから議論しないとイケないと思います。コミュニティソーシャルワークというと、高齢者、社会福祉協議会というようなイメージが強いですが、逆に小中学校は学区を持っているので、地域と関わってイケます。これから、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを常勤化していこうという流れの中で、スクールソーシャルワーカーが個別の学校にどこまで入り込めるかわかりませんが、どう地域と関わっていくかというのはスクールソーシャルワーカーである我々の課題かと思っています。いじめ対策だけではなく虐待も含めての課題だと思いながら、横浜の事件を眺めています。

嶋崎会長…ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。

嶋崎会長…田代先生に質問です。「いじめゼロをめざす」といじめ防止基本方針の中に書いて地域や保護者に知らしめたとします。でもいじめが起こった時に、いわゆる「債務不履行」と何か関係があるのかどうかということと、

「不作為」と「債務不履行」という言葉の整理をしていただければありがたいです。

田代委員…「いじめゼロ」と仮に目標を立てたところで、あくまで目標、努力義務なので、実際にあったからといって直ちに債務不履行とはならないと思います。一定の「これをやらないといけない」という行為義務があったところで、それをやらないと不作為になり、責任が発生する形になります。「債務不履行」も同じで、これをやらないといけないけれども、それをやらなかったから債務不履行という形になります。「一定のことをしなければならぬ」ということが決まっていて、それをしなかったときに初めて、「不作為による債務不履行」となるので、まずは、やらなければならないという義務があるかないか、というところの認定から、裁判であれば始まります。今回の「いじめゼロ」という目標が義務なのかと言われたら、ゼロは義務ではないとなります。それはあくまで努力目標なので、やらなかったからといって債務不履行で損害賠償ということにはなりません。ただ、いじめに対する安全配慮義務はあるので、「いじめに対してどれだけ学校側が安全配慮をしたか」というのは問題にはなるため、やることはやらないといけないと思います。

(その他質疑・意見等なし)

嶋崎会長…最後に、今までの全ての説明を含めて、何か質問等ございますでしょうか。

小倉委員…小田原市ではいじめの認知件数はどれくらいですか。

宮坂指導主事…「児童生徒の問題行動等調査の結果」によると平成23年度は小学校が21件、中学校が42件で、計63件です。平成24年度は小学校が27件、中学校が60件で、計87件。平成25年度は小学校が32件、中学校が57件で、計89件。平成26年度は小学校が40件、中学校が39件で、計79件。平成27年度は現在では、小学校が46件、中学校が41件で、計87件です。

小倉委員…分析はなされていますか。中学校がここ数年で件数が落ちているが、子供たちの様子が見られていないのか、またはいじめが減っていると認識して良いのでしょうか。

宮坂指導主事…具体的な分析までは行えていません。学校の話の伺う中では、積極的に認知をしていこうという考えで各学校が取り組んでいるところですが、社会通念上のいじめと法上のいじめというところで、各学校でジレンマがありながらいろいろ考えながら上げていただいている件数であります。

小倉委員…各学校で判断しているということですか。「いじめ」という言葉を使わずに調査をした方がいいのではないのでしょうか。トラブルも全部含めて、その中でいじめと認定できるだろうという感じで調査していくのはいかがでしょうか。また、いじめとして認定されたものの報告書様式はありますか。

宮坂指導主事…市として決まった形で報告はいただけていません。進行形でご連絡を受けたり、短期調査では簡潔に内容を記載して報告いただいたりしています。

小倉委員…その中身を調査会でも共有して、具体的にこうすると上手く解決できた、というのを私たちの中でも蓄積して、それを現場にも返していけるようなものができるといいと思います。

嶋崎会長…事例研究ですね。簡潔な表現でできるような事例がまとめられたらご用意していただけるとありがたいです。年次ごとにやっているのでも、4年生だった子供が、5年生、6年生、中学1年生となっていく、そういった縦系列の数値を示していただけるとまた議論が活発になるかもしれません。できる範囲でご準備いただければありがたいです。

芦田委員…糸魚川市で重大事態が同じ中学校で3件あり、そのうち2件は同じ生徒だったという事案がありました。学校の中で28条調査も1回やりましたが、また同じ生徒がいじめを受けてしまったという報道でした。解決したと思われた事案が解決しておらず、その子は不登校になってしまいました。個別のケースで見たときに、子供たちが一つの事案の中でどう動いていったのか、もしかしたらクラス替えの工夫が上手くいったとか、そういうことも含めて典型的なものを1ケース、場合によっては小中またがって追いかけていただけたら、参考になる可能性があると思います。

嶋崎会長…事務局さんには大変かもしれないがお願いしたいと思います。

南 委 員…法律の存在がとても大きいと感じます。診療の場でもそういうことはありますので、本当にいじめなのか、事実の認定が問題になるようなケースの存在を重く感じています。

嶋 崎 会 長…私が関わったケースで、精神科の先生が「いじめによりうつ状態になって不登校状態である」と書いた診断書を持ってきましたが、精神科の先生で「いじめにより」というところまで書けるのでしょうか。

南 委 員…自分は書かないです。私は「相手方から話を聞いていないので、原因は特定できないです」と言います。こういうことによく従事している医者は気を付けて書かないと思いますが、あまり従事していない方だと、言われたら「そうか」と書いてしまうこともあるかと思います。

田 代 委 員…正直なところそういう診断書はよく見ます。労働の場でパワハラにあって、「会社内の圧力により」というのが入っています。ケースによっては証拠として出しますが、結局、医者は言われたことを書いているだけなので、裁判所はそれをもって直ちに「パワハラだった」と認定はしません。「この人はこの人にこういう風に言った」という証拠にはなりますが、これだけではいじめがあったと認定されません。

芦 田 委 員…調査委員会に精神科医が入ってくる中で「いじめが自殺の原因」という答えが出てくるものご遺族が期待しましたがそうならず、結果として教育委員会へのクレームになってしまうことがあります。ご遺族はお立場上、怒りをぶつけているのではなく、苦しいということでそういうことになってしまうと思うのですが、逆に、そういうことが学校や教育委員会とご遺族との関係を崩してしまうのではないかと、学校事故の研究者と話していてもそう思うことがあります。そういう事態の時に私たちがどう関わっていくのかについて研究していかないといけないと思います。学校の遊具が壊れて亡くなった事故だと「安全配慮義務がアウトだ」と言われる可能性がありますが、いじめだとわからないので。医学、心理学、法律学、教育学、学際的にやっていかないといけないと思います。

小 倉 委 員…重大なことが起こりそうな時に学校が保護者にどれくらい誠実な態度を示して向き合えるのか、そこで何かを隠していると思われる、後々こじれていくのではないかと思います。そこに至る前の支援方法を共有できるといいと思います。

嶋崎会長…今日、保護者の発達障がいの話がありました。私はクレーム問題研究会をやらせてもらっていますが、困難な事例の中には極めて多い、保護者の障がいというか特性の中で、どういった点に気を付けないといけないのでしょうか。

南委員…実際、患者さんの親御さんとして、あるいは病院で体の方の科にかかっているお子さんの親御さんで対応に難渋したケースですと、自閉症圏の特性を持っている親御さんが一方的に話をされたり、話の論点をずらされたりすることがたまにあります。

嶋崎会長…いわゆる受容的なカウンセリングはまずいのではないかと聞いたことがあります。

南委員…話が終わらなくて業務妨害となることは極端なケースですが、現実があり、その場合には権限を持っている人がはっきり裁定しないと感ずます。だから、学校の場合には、法律の専門家にお願いいただくことが必要ではないかと思ひます。教育、医療、福祉の世界の人達は優しいので強く出られないですし、公務員は叩かれたりもしますので、そういうのも必要な場合もあると感ずます。

(その他質疑・意見等なし)

嶋崎会長…次に、議題(2)その他について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長…今年度のいじめ防止対策調査会は、定例のものにつきましては、今回の2回目をもって終了いたします。これで、昨年度から通算して3回開催させていただきました。

来年度につきましても、2回の会議を予定しておりますが、委員の任期が平成27年8月1日～平成29年7月31日までの2年間となっております。概ね7月頃に第1回の会議を予定しておりますことから、このメンバーで引き続き、来年度の第1回会議を開催させていただきたいと思ひます。

来年度のスケジュール調整につきましては、新年度に入りまして調整をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上となります。

嶋崎会長…ありがとうございました。只今の事務局からの説明について、何か質問やご意見は、ございますか。

(質疑・意見等なし)

嶋崎会長…それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

教育部副部長…嶋崎会長、議事進行、ありがとうございました。また、各委員におかれましても、ご講義をいただきまして、ありがとうございました。これにて、閉会とさせていただきたいと思います。本日はありがとうございました。